



2021年2月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ イ ネ ッ ト
住 所 東 京 都 港 区 北 青 山 二 丁 目 11 番 3 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 原 仁
(コード番号：3928)

問 い 合 わ せ 先 取 締 役 小 出 孝 雄
TEL. 03-6864-4261

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定に関する議案を2021年3月25日開催予定の第15期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の理由

当社は、2020年3月26日開催の第14期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

当社の対象取締役の報酬等の額は、2016年3月23日開催の第10期定時株主総会において年額300,000千円以内とご承認をいただいております。また、2020年3月26日開催の第14期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額を、年額100,000千円以内（金銭報酬債権の現物出資により交付される株式の数を年100千株以内）とすることにつき、それぞれご承認をいただいております。

今般、法令改正を反映し、また、対象取締役の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより高めることを目的として、本制度の内容を一部改定することといたしました。

2. 本制度の改定の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与について、従前のおり、対象取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法に加えて、対象取締役の報酬等として金銭の払込等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法を行うように改定いたします。

また、対象取締役に付与する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、従前、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間と設定しておりましたが、5年以内で当社の取締役会が定める期間と改定いたします。

このほか、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100千株以内（なお、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合が行われたときは、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）から変更しないものの、過去1年間の当社株価の変動その他の事情を踏まえ、譲渡制限期間の改定に合わせて、本制度に基づき交付する株式の総額を年額200,000千円に増額いたします。

以 上